

監査役会の同意を欠く監査役選任決議の効力

(東京地判平成24年9月11日金判1404号52頁)

来住野 究

〔事 実〕

Y会社（被告）は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する株式会社であり、取締役会及び監査役会を設置している。

Y会社の株主であるX₁（原告）は、Y会社に対し、平成23年10月19日、当時の代表取締役A及び取締役Bを解任し、新たな取締役としてC及びDを選任することを目的とする臨時株主総会の招集を請求した。これを受け、Y会社の取締役会は、平成23年11月18日、平成24年1月12日開催の臨時株主総会（本件株主総会）の招集を決定した。

一方、株主Eらは、Y会社に対し、平成23年12月9日、当時の取締役であるX₂（原告）及び当時の監査役であるX₃（原告）を解任することを目的とする臨時株主総会の招集を請求した。Y会社の取締役会は、平成23年12月19日、本件株主総会に会社提案議案として、定款変更議案（第1号議案）、取締役1名（F）の選任議案（第2号議案）及び監査役1名（G）の選任議案（第3号議案）を付議することを決定するとともに、Eらの招集請求を受けて、平成23年12月21日、Eらの招集請求にかかる議案（第4号議案・第5号議案）を本件株主総会に付議することを決定した。本件取締役会には、当時の取締役全員（A、B、H、I及びX₂）並びに監査役であるJ及びKが出席したが、X₃は欠席した。

本件株主総会において、第1号議案ないし第5号議案が可決された。

本件株主総会にかかる株主総会参考書類には、第3号議案について「本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。」との記載があり、監査役会の議事録には、「平成23年12月21日（水）午前9時40分から、当社本店会議室において監査役会を開催した。監査役数3名 出席監査役数2名」「総会議案決定の件（監査役1名選任の件）2011年12月19日（月）開催の取締役会に付議及び決議された上記議案については、当日出席した全監査役3名とも特に質問や疑義はまったく行われなかったことに鑑み、監査役会として監査役候補者の人選（G）について追認する。」等という記載並びに監査役であるJ及びKの記名押印があったが、X₃に対して監査役会の招集通知はなされていなかった。

そこで、X₁らは、本件株主総会における第2号議案ないし第5号議案の決議の取消しを求めるとともに、X₂が取締役の地位にあることの確認を、X₃が監査役の地位にあることの確認を求めて訴えを提起した。

〔判 旨〕 請求棄却

「監査役3名のうち1名の招集及び出席を欠く同監査役会における同意は、少なくともY会社の監査役会の同意としては無効であり、本件株主総会の第3号議案の決議には、その付議につき、監査役会の同意を欠くという取消事由（招集手続又は決議方法の法令違反）があるというべきである。

しかしながら、……Y会社の監査役の過半数に当たる2名（J及びK）は、遅くとも平成23年12月21日ころまでに、本件株主総会に第3号議案を付議することに同意し又はこれを追認しており、本件株主総会に第3号議案を付議する旨の決定をした平成23年12月19日開催のY会社の取締役会においても、Y会社の監査役3名から第3号議案の監査役候補者につき特段の異議は述べられなかつたこと……等の本件における事情を考慮すると、本件株主総会への第3号議案の付議につき監査役会の同意を欠いたことは、少なくとも本件における事情の下では（株主総会参考書類への記載をも含めて）重大な違反事実ではなく、かつ、第3号議案の決議に影響を及ぼさないものと認められるから、X₁による第3号議案の決議の取消請求は、会社法831条2項により棄却するのが相当である。」

〔研 究〕

1. 本判決の評価

会343条1項・3項の趣旨：監査される取締役の意のままに監査役人事が決定されるとすれば、監査役の独立性が害され、適正な監査が行われないおそれがある。

cf. 監査役人事について監査役の独立性を確保するための措置：監査役の選任・解任に関する監査役の意見陳述権（会345条1項・4項）

→ 監査役の意見には拘束力が認められないことから、平成13年改正（議員立法）により商法特例法上の大会社について監査役会の同意権が法定され、新会社法では、監査役の地位の独立性を図る必要性は会社の規模や機関設計による差異はないとして、大会社以外の監査役設置会社にもその適用範囲が拡大された。

→ 本判決は監査役会の同意を欠く監査役選任決議の効力が問題となった初めての判例。

cf. 会計監査人の選任議案を株主総会に提出する場合にも、監査役(会)の同意が要求されている（会344条1項1号）。→ 判例なし

→ 監査役会の同意を欠く監査役選任決議の効力：取消原因（会831条1項1号）

→ 学説も同様。株主総会の招集に伴う議案提出過程の瑕疵であるから、招集手続の法令違反と評価するのが無難。

→ 他の解釈の可能性

⑦議案の提出は株主総会の招集に不可欠の要素ではないし、事前に監査役会の同意を得ることが監査役選任決議の方法であると捉えれば、決議方法の法令違反と評価しうる。

④立法趣旨に鑑みれば、監査役会の同意は監査役選任の独立した効力要件であり、その欠缺は選任決議の効力とは無関係に監査役選任の無効をもたらすと解する。

→ 議案はあくまでも議案であって株主総会で可決されるまでは法的拘束力をもたないから、それに対する監査役会の同意に法的拘束力をもたせようとしてすること自体に理論的に無理がある以上、その違反の効果を理論的に帰結するのは困難であるが、総会決議を可及的に尊重して法的安定性を確保するため、取消原因と解するのが妥当。

→ 裁量棄却（会831条2項）の可能性

- 監査役会の同意を欠くことが重大な法令違反であるか、決議に影響を及ぼすか。
- 本判決は、監査役の過半数が監査役選任議案に実質的に同意しているという事情を指摘するにすぎず、これが裁量棄却の要件とどのように結びつくのか不明。
- 監査役の過半数が監査役選任議案に同意している以上、改めて監査役会の同意を要求しても同意が得られることは確実であるから、監査役選任決議をやり直させても結果が変わることはないという判断であろう。
- 監査役会の同意が得られない可能性がある場合にのみ決議が取り消される。
- 本判決は監査役会の同意の欠缺という違法性につき質的な評価はしていない。
- 重大な瑕疵であれば決議への影響の有無にかかわらず裁量棄却はできないのであって（最判昭和46年3月18日民集25巻2号183頁）、瑕疵が軽微だからこそ決議への影響の有無が問題となる。
- むしろ、監査役の過半数が監査役選任議案に実質的に同意しているという事情は、監査役会の同意があったと同視できるとして、瑕疵自体を否定する理由となりうる。

2. 監査役の過半数の同意をもって監査役会の同意と同視できるか

会343条1項・3項の文理解釈：監査役会設置会社でも監査役の過半数の同意をもって足りるのであれば、3項は必要なくなるから、監査役の過半数の同意をもって監査役会の同意と同視できない。

→ ⑦監査役選任議案について監査役が株主総会で異議を述べなければ、それをもって監査役の消極的な同意と評価できるにもかかわらず、あえて事前に監査役会の同意を求めている以上、法は監査機関としての積極的な同意を要求していると解される。

⑧監査役会の同意は監査機関としての一つの決定を意味するところ、監査役会の決議は一定の招集手続（会392条1項）を経て（ただし、同2項）実際に会議を開催した上でなすことを要し、監査役の討議に基づく慎重な決定が要求されている以上、特定の監査役を排除した決定に監査役会決議としての効力を認めることはできない。

→ 本件には監査役会の同意を欠くという瑕疵がある。

3. 本件においてかかる瑕疵は裁量棄却の要件をみたすか

本判決のように、監査役会が同意しない可能性がなければ決議に影響はないものとして裁量棄却されると解することは、監査役会の同意権をもって、取締役の作成した監査役選任議案に対する拒否権を監査役会に認めたものであると説明されることも符合する。

→ 監査役会が監査役選任議案を拒否する決定をした場合も、監査役会に付議されなかつた場合も、本来株主総会に監査役選任議案を提出できず、それに対する決議自体をなしえないことに変わりはないから、監査役会の同意の有無は当然に決議を左右するものとして想定されているはずである。

→ 監査役選任議案に対する監査役の意見陳述権がきちんと機能すれば、監査役人事に対する取締役の影響力を排除できるところ、平成13年改正法はそれでは不十分であるとして、監査役選任議案に対する監査役会の同意権を法定して屋上屋を架したことに鑑みれば、監査役会の同意の欠缺は決して軽微な瑕疵ではない。

→ 監査役会の同意を欠く監査役選任決議は、その瑕疵の性質上裁量棄却できない。

→ 本件では監査役X₃が本件株主総会に出席したかさえ明らかでないが、仮に本件株主総会でX₃が監査役選任議案に異議を述べたにもかかわらず可決されたとしても、監査役会の同意権に関する立法趣旨に鑑みれば、結論の妥当性はともかく、裁量棄却はできない。

→ 監査役会の同意を得ていない監査役候補者が株主総会で確かな信任を得たとしても、監査役会の同意を得ていないという一事をもって選任決議の効力が否定されるから、株主総会の決定が監査役会の同意に劣後し、株式会社の機関構造に反することになるが、これは監査役会の同意権自体に内在する自己矛盾というほかはない。

→ 本判決は、結論の妥当性を追求する一方で、会社法343条1項・3項の存在意義を矮小化したものと評価せざるをえない。

cf. 監査役選任議案について事前に監査役会の同意を得ておくこと自体は、実際上の運用としては大いに奨励されるべきものであるが、これは監査役選任決議を円滑に成立させるためのいわば根回しとして自発的に行うべきものであって、これを立法化することは余計なお世話でしかなく、むしろ理論体系に混乱を來す。監査役選任議案に対する監査役会の同意は、実践することが望ましいことであっても、それは事実上そう仕向けるべきであって法的強制には親しまない場合の典型例である。

cf. 監査役会の同意の欠缺は監査役選任決議の瑕疵でしかないから、本件の第2・4・5号議案の決議の効力に影響を及ぼさない。

4. 本件の争点の射程：監査役会の同意を欠く会計監査人の選任決議

①会計監査人は監査役とは別個に会計監査権を固有する機関であると解すれば、監査役会の同意は、会計監査人人事につき取締役の影響力を排除して会計監査人の独立性を強化するものと位置づけられ、それを欠く会計監査人選任決議の効力については、先に検討したことがそのまま

妥当し、裁量棄却できない取消原因となる。

- ②会計監査人は機関ではなく、その会計監査権は監査役の権限に由来すると解すれば（通説）、監査役会の同意は、株主総会で選任された会計監査人の会計監査権を根拠づける重要な手続となる。したがって、監査役会の同意を欠く場合、会計監査人選任決議の取消の裁量棄却可能性はより強い根拠をもって否定されることになるし、むしろ監査役会の同意は株主総会への議案提出に要求されるという文理解釈を超えて会計監査人の選任自体に要求されるものとして、選任決議の効力とは無関係に選任の効力を否定する余地さえある。

[付記]

本報告をもとに加筆修正した完成稿は法学研究96号に掲載した。